

令和7年度（2025年度）熊本県製菓衛生師試験実施要領

1 試験日時及び場所

- (1) 日時 令和7年（2025年）8月6日（水）
午後1時30分から午後3時30分まで
- (2) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁地下大会議室

2 試験科目

試験科目は、次に掲げる科目とする。ただし、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の3の3の菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した者で、試験科目の免除を願い出た者については、試験科目のうち（6）に掲げる科目を免除する。

- (1) 衛生法規
- (2) 公衆衛生学
- (3) 食品学
- (4) 食品衛生学
- (5) 栄養学
- (6) 製菓理論及び実技（実技は、和菓子、洋菓子又は製パンのいずれか1つを選択）

3 受験資格

試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であつて、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 学校教育法第57条に規定する者であつて、2年以上菓子製造業（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第11号に規定する菓子製造業、同条第26号に規定する複合型そうざい製造業及び同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち菓子の製造を営むもの又は食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）附則第2条の規定により、なお従前の例により営業を行うことができるとされた改正前の食品衛生法施行令第35条第3号に規定する菓子製造業をいう。）に従事したもの（原則として週4日以上かつ1日6時間以上勤務している者に限り、専ら製品の運搬、配達並びに食器及び器具の洗浄等に従事している者を除く。以下同じ。）
- (3) 法の施行の日（昭和41年（1966年）12月26日）に現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）であつて、菓子製造業に従事した期間が、法の施行の日において3年を超えていたもの又は法の施行の日後3年を超えるに至ったもの

4 受験手続

- (1) 受験願書の配付
各保健所及び熊本県健康福祉部健康危機管理課（以下「健康危機管理課」という。）での配付、郵送による配付及び熊本県ホームページへの掲載により実施する。
各保健所及び健康危機管理課での配付期間は、令和7年（2025年）5月26日（月）

から同年6月6日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

郵送による配付を希望する者は、宛先を明記し110円切手を貼った返信用封筒（長形3号、A4用紙の長辺を三つ折りにした書類が入る大きさの封筒）と連絡先（本人と直接連絡が取れる電話番号等）を記載したものを同封し、封筒の表に「製菓衛生師試験受験願書請求」と朱書して健康危機管理課（郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）宛て請求すること。

（2）受験願書受付期間

ア 受付期間は、令和7年（2025年）6月2日（月）から同年6月6日（金）までとする。

イ 受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

ウ 郵送による受験申込みは、令和7年（2025年）6月6日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。

（3）受験願書の提出

ア 試験を受けようとする者は、（4）の提出書類等に（5）の受験手数料を添え、熊本市に住所を有する者は熊本市保健所に、それ以外の者は最寄りの熊本県保健所に提出すること。ただし、県外に居住する者は、健康危機管理課（郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）に提出すること。

イ 郵送による提出をする者にあつては、封筒の表に「製菓衛生師試験受験願書在中」と朱書し、（4）の提出書類等と（5）の受験手数料分の熊本県収入証紙又は郵便為替を同封し、アの提出先に特定記録郵便で提出すること。ただし、2のただし書に該当する者は、郵送による提出はできない。

（4）提出書類等

提出書類は、次のとおりとする。また、各書類の提出部数は、保健所に提出する場合にあつては2部、健康危機管理課に提出する場合にあつては1部とする。

ア 受験資格3の（1）に該当する者

- ・受験願書（別記第1号様式）
- ・製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（修了証明書、卒業証明書等）
- ・写真2葉（受験願書の提出前6か月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）
- ・提出先で原本照合を受けた菓子製造技能検定合格書の写し（2のただし書に該当する者に限る。）
- ・戸籍謄（抄）本（証明書等に記載された姓と現在の姓が異なる者に限る）

イ 受験資格3の（2）又は（3）に該当する者

- ・受験願書（別記第1号様式）
- ・菓子製造業従事証明書（別記第2号様式）
- ・写真2葉（受験願書の提出前6か月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）
- ・提出先で原本照合を受けた菓子製造技能検定合格書の写し（2のただし書に該当する者に限る。）
- ・戸籍謄（抄）本（証明書等に記載された姓と現在の姓が異なる者に限る）

- (5) 受験手数料
9,700円（受験願書受付後の受験手数料は、一切返還しない。）
- (6) 受験票の交付
受験票は、受験願書の受付審査後、試験前日までに郵送する。

5 合格基準

6科目の合計得点が満点の6割以上であり、かつ、各試験科目の得点とその試験科目の平均点の2分の1の点（小数点以下を四捨五入した点）を下回らないこと。

6 合格発表及び合格証書の交付

- (1) 合格者の発表は、令和7年（2025年）9月11日（木）午前10時に熊本県庁本館1階ロビー及び各保健所において行う。また、熊本県ホームページに掲載する。
- (2) 合格者に対しては、合格証書を郵送する。

7 その他

- (1) 受験願書の請求及び受験についての問合せ先

健康危機管理課	096-333-2247
熊本県有明保健所衛生環境課	0968-72-2184
熊本県山鹿保健所衛生環境課	0968-44-4121
熊本県菊池保健所衛生環境課	0968-25-4135
熊本県阿蘇保健所衛生環境課	0967-24-9035
熊本県御船保健所衛生環境課	096-282-0016
熊本県宇城保健所衛生環境課	0964-32-0598
熊本県八代保健所衛生環境課	0965-33-3198
熊本県水俣保健所衛生環境課	0966-63-4104
熊本県人吉保健所衛生環境課	0966-22-3108
熊本県天草保健所衛生環境課	0969-23-0299
熊本市保健所食品保健課	096-364-3188

- (2) 試験成績の情報提供

口頭による試験成績の情報提供を希望する受験者に対し、各試験科目の得点及び合計得点を以下のとおり情報提供する。

ア 情報提供の方法

熊本県庁新館3階健康危機管理課に、身分を証明するもの及び合格証書又は受験票を持参した場合に情報提供する。

なお、電話、メール、郵送等による情報提供の求めに対しては対応しない。

イ 情報提供の期間

合格発表の日から1か月間（令和7年（2025年）9月11日（木）から令和7年（2025年）10月10日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前10時から午後5時まで。）とする。

なお、上記期間を超えて試験成績の開示を希望する場合は、個人情報保護法（第76条）に基づく文書による開示請求により対応する。

- (3) 試験問題の開示

試験問題は、合格発表と併せて熊本県ホームページに掲載する。掲載期間は、1年間

（令和7年（2025年）9月11日（木）から令和8年（2026年）9月11日（金）まで。）とする。

（4）合格の取消し

受験申込みに当たって虚偽若しくは不正があった場合又は受験中の不正行為が判明した場合は、合格を取り消す。